

# 令和7年第2回 経済建設委員会会議録

令和7年6月10日

第2委員会室

開会：午前9時58分

委員長 柏植 孝彦

副委員長 千藤 安雄

2番委員 各務 美穂、3番委員 高橋 隼人、4番委員 佐々木 透、5番委員 鵜飼 伸幸

委員長 ; おはようございます。ただいまから令和7年第2回経済建設委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る5月29日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、西尾副議長、御挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さん、おはようございます。

昨日は大阪万博の見学会参加させていただきまして、本当にありがとうございました。大屋根リングですか、すごい建物で。またポーランド館の中も見学をさせていただきまして、本当に変わった内容のイベントなどを見学させていただきました。ありがとうございました。

今日は第2回経済建設委員会ということで、2件の議案の案件になります。慎重審議のほどよろしくお願いします。

委員長 ; はい、ありがとうございました。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第39号 恵那市企業等立地促進条例の一部改正について」を議題いたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員 ; この件については立地奨励金の対象業種に宿泊業を追加ということですが、ちなみに宿泊型コンテナハウスとか、また移動可能な宿泊施設に関しては、敷地内が固定資産税の対象であっても奨励金の対象ではないということでしょうか。お聞きします。

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; はい。お願ひします。

コンテナハウスのような基礎がない物件、要は移動できる物件が対象になるかというご質問ですが、この条例は奨励措置として、第4条に、取得した資産の投下資本額の100分の10、上限5,000万円と、投下資本額に対する固定資産税、都市計画税の5年分の金額の奨励金を交付するというものが、この条例の肝になっています。それで移動できる物件が対象になるかという、御質問ですけれども、一般論で言えば、償却資産として計上されているものについては対象になりますが、移動そのものについては固定資産税の対象になっていなければ対象にならないということでござります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

2番委員。

2番委員 ; よろしくお願ひします。宿泊業含むということなんですが、どのような規模で、どのようなジャンルを希望しますでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; 規模についてはこれまでの企業、一般的な工場とかと一緒に

新規立地が2億円以上、再投資は1億円以上の物件について対象になるということでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい。商工課長。

商工課長 ; 反問権をお願いします。

委員長 ; はい。反問権を認めます。

商工課長 ; ジャンルというのを具体的に、御説明をお願いします。

委員長 ; 2番委員。

2番委員 ; ジャンルというのは、今現在あるような、コンテナホテルもしくは、固定のグラウンド、いわゆるビジネスホテルなのか、高級料亭じゃないんですけど、そういうジャンルという意味で、ちょっと疑問に思ったのでお願いします。

委員長 ; 商工課長。

商工課長 ; 一般的な宿泊業ということで、今回、日本標準産業分類というものの宿泊業というもので区別しています。したがってコンテナホテルでもグランピング施設でも対象にはなりますが、その対象となるのが、先ほど言った資本金の規模について、対象になるかならないかは判断いたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第39号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第39号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に、「議第43号 令和7年度恵那市一般会計補正予算（第1号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第43号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第43号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもちまして、令和7年第2回経済建設委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでございました。

午前 10 時 06 分閉会

---

惠那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

惠那市議会 経済建設委員長 柏植 孝彦